

令和 7 年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務に係る仕様書 (企画提案公募用)

1. 委託業務名 令和 7 年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務

2. 目的

本業務は、「沖縄県赤土等流出防止条例」及び「第 2 次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」(以下「第 2 次基本計画」という。)に基づいた赤土等流出防止対策の効果及び環境保全目標の達成状況を確認するため、モニタリング調査により①海域における赤土等堆積状況の確認、②環境保全目標達成に向けた陸域対策の実施状況の確認、③モニタリング結果に応じた陸域における対策内容の検討、④沿岸域の生態系の改善状況を把握することを目的とする。

3. 履行期間 契約の日から令和 8 年 3 月 20 日(金)まで

4. 委託業務の内容

(1)海域における赤土等堆積状況調査及び生物生息状況調査

陸域での赤土等流出防止対策の進展により、海域の赤土等堆積状況が環境保全目標達成に向け改善しているかを確認するため、監視海域および重点監視海域の SPSS を測定する。また、生物生息状況に影響を及ぼす赤土等以外の海域の環境要因を把握するため、濁度、塩分、全窒素、全リンの測定用試料を採水する。

生物生息状況調査は、海域の赤土等堆積状況の改善により生物の生息状況が改善しているか把握するため、サンゴ類、ベントス、海藻草類、魚類を対象とした調査を実施する。

なお、調査海域、調査項目、調査地点、調査時期、調査方法等の詳細は別紙を参照すること。

(2)赤土等流出源調査

陸域における赤土等流出防止対策の実施状況や土地利用状況について把握を行うため、陸域(流域)における主な流出源(農地等)の赤土等流出防止対策実施状況について調査を行うとともに、流域内の赤土等流出源に関する情報収集を行う。

調査地域、調査回数、調査方法等の詳細は、別紙を参照すること。

なお、調査手法及び考察は提案によるものとする。

(3)ドローン画像や人工衛星画像を活用した赤土等流出防止対策状況及び沿岸環境調査

県内の沿岸域の赤土等堆積状況、陸域の土地利用状況や対策実施状況を広く把握するため、ドローン画像、人工衛星画像を用いた調査を行う。

① ドローン画像は、離島含む県内農地 2,500 ha以上を撮影し取得する。取得したドローン画像を解析し、赤土等流出防止対策の実施状況等を把握する。ドローン撮影が困難な農地の赤土等流出防止対策の実施状況等の把握については提案によるものとする。

② 海域の赤土等堆積状況を把握するため、県全域の陸域と連続した沿岸域の衛星画像(sentinel2 等の無料アーカイブ)を取得し、取得した人工衛星画像を解析する。また、調査結果については、県 HP に掲載するための資料も作成すること。

③ 海域の赤土等堆積状況の把握にかかる、衛星画像解析手法のマニュアルを作成すること。

各画像解析手法の検討やマニュアル化等については提案によるものとする。

- ④ 各調査の詳細は別紙を参照すること。

(4)農地からの赤土等流出量の推定等

令和6年度赤土等流出防止対策検証事業において作成したマニュアル（案）に基づき、重点監視地域ごとの農地からの赤土等流出量を推定する。また、これまでの推定手法や河川における赤土等流入状況調査（実測）などによる赤土等流出量との比較、検証を行う。同比較、検証の手法は提案によるものとする。

その他、推定に際しての留意事項は別紙を参照すること。

(5)開発事業における赤土等流出防止対策実施状況調査等

沖縄県赤土等流出防止条例に基づき、届出・通知のある開発事業現場における赤土等流出防止対策の実施状況について調査を行う。また、同調査結果から開発事業現場における赤土等流出量推定に用いる保全係数を更新する。

なお、調査地域、調査方法、調査時期、調査等の詳細は別紙を参照すること。

(6)第2次基本計画中間評価検討委員会（仮称）の設置運営

①検討委員会の設置

第2次基本計画中間評価の手法を検討するため、「第2次基本計画中間評価検討委員会（仮称）」（以下、検討委員会）を設置する。委員は赤土等流出防止に精通する有識者4名以上で構成する。

なお、委員の選定については、県と協議を行うこと。

②検討委員会の運営

検討委員会は1回以上開催することとし、以下に対応すること。

各回の開催日時、場所、議題等は事前に県と調整を行い、了承を得ること。

ア 日程調整及び会場の手配

イ 委員の委嘱、連絡調整及び会場設営

ウ 委員への事前・事後説明および意見聴取

エ 委員会の資料作成、印刷

オ 委員会の進行管理、運営

カ 議事録の作成、委員意見及び意見への対応方策検討取りまとめ

キ 運営に関する事務及び費用の支出等

※本事業の委託費には、検討委員会の設置及び運営に関する費用一切を含むものとする。

(7)分析及び検証

降雨量や台風等の気象情報、波浪等の気象情報の収集も併せて行い、(1)～(5)の調査結果等を踏まえ赤土等の流出及び堆積の要因、過年度からの変動について考察を行う。

(8)調整会議等の運営支援

第2次基本計画の県の取組の進捗管理に係る赤土等流出防止対策協議会幹事会及びワーキングチーム会議、その他会議の開催にあたり、会場手配、資料作成などの運営補助を行う。

5. 作業許可申請等

(1) ドローン調査

本業務はドローンの飛行を伴う調査を含むため、航空法及び小型無人機等飛行禁止法に従い、受託者は、調査に必要な飛行許可申請等を作業開始前の適切な時期までに行うこと。また、その他調査に必要な届出・申請等を適切に行うこと。さらに、必要に応じて地域の区長等と調整を行い、調査を円滑に進めること。

(2) 海域における赤土等堆積状況調査（SPSS 測定）及び生物生息状況調査

本業務は海域での作業に当たるため、港則法に従い、受託者は、作業許可申請又は作業届出申請を作業開始前の適切な時期までに所管海上保安署等に提出すること。また、受託者は、必要に応じて、その他関係機関への届出申請等を行うこと。

(3) その他調査

その他、本委託業務実施に当たり、許可申請等が必要な場合は、県担当者と調整した上で、適切に届出申請等を行うこと。

6. 業務実施の際の配慮事項

- (1) 調査の実施及び調査結果の取りまとめ、赤土等流出量の推定に係る業務にあたっては、県担当者と十分に調整した上で実施すること。
- (2) 原則として毎月 1 回、県担当者と業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施すること。
- (3) 調整会議等の開催場所は、県担当者等が出席しやすい場所を選定すること。
- (4) 仕様書については、企画提案の内容等も踏まえ、契約前に協議し、変更することがある。

7. 成果品

成果品は以下のとおりとする。なお、成果品はすべて県の所有とし、内容及び作成上知り得た事項について、沖縄県の承諾なく公表、貸与してはならない。

(1) 業務報告書

① 業務報告書 A4 版

- ・ 長期の使用に耐えるよう装丁を行うこと。
 - ・ 報告書及び現場写真、取得データを保存した DVD-ROM 等を 3 部付属すること。
- なお、データ形成等については、県担当者と協議すること。

② 業務報告書概要 A4 版

- ・ 業務報告書 A4 版の概要版として、簡易に製本したものを 6 部作成すること。

8. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合には、これと異なる取り扱いをすることがある。

上記に定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ①契約金額の 50%を超える業務
- ②企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2)再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。

(3)契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるようにするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任に、又は請け負わせるときはこの限りではない。

【その他、簡易な業務】

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計
- ・ 備船等

9. 著作権等の取り扱い

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。

成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。

国土地理院の地図等、納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

10. 情報セキュリティの確保

受託者は本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずる。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県環境部環境保全課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

11. その他

(1)本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

(2)その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、県及び受託者で協議の上決定する。